

地方自治体業務システム標準化の現状と課題



金 崎 健太郎

(関西学院大学法学部・大学院法学研究科教授)

行政分野における情報システムの活用が広がり、地方自治体の行政サービスにおいても情報システムを活用した便利で効率的なサービス展開が期待されている。システム投資の増大や財政事情等を背景に、地方自治体の情報システムについては、①特定ベンダーへの依存を回避し費用の削減につながる情報システムのオープン化、②パッケージシステムを採用する場合に費用の増高要因となる団体独自のカスタマイズの抑制(標準化)、③自治体クラウドの導入による情報システムの共同化が推進されている。本稿では、二〇一六年一月の社会保障・番号制度(マイナンバー制度)の開始に伴い実施された全国の地方自治体のシステム整備状況のデータをもとに、改修が必要となった業務システムのうち地方税関連システムを対象に、オープン化、標準化及び共同化の現状を明らかにする。また、システム改修を受注した事業者名のデータをもとに全国の地方自治体におけるベンダーの受注状況を明らかにし、地方自治体の情報システム市場における受注ベンダーのシェアと標準化の遅れとの関係

について分析するとともに、今後の課題について考察する。(注1)

一 はじめに

地方自治体（市区町村）における情報システム予算は年間五、〇〇〇億円以上に達する²⁾。行政分野における情報システムを活用したサービス増加の流れとともに、情報システムに必要な投資は今後も高い水準で推移することが予想される。一方、少子高齢化と国民負担の増大、財政状況等に伴い、地方自治体の情報システムについても出来る限りのコスト縮減が求められている。

税を原資とする地方自治体による情報システム整備は、最適なサービスを、できるだけ安価に、住民の納得しうるオープンで公正な手続きで行うことが必要であり、常にそれらの観点からの検証を行うことが求められるが、一般に情報システム整備については技術革新の進歩が著しく早く、主要技術を有する企業による市場独占の可能性が高い特有の環境のもと、発注者側と受注者側で情報の非対称性が生じる可能性が高いことや、成果品の品質を客観的に評価することが難しいこと等の課題を有する。また、地方自治体の情報システム整備は個々の団体が、独自の判断により個別に行うものであるが故に、実情を網羅的に把握し評価することが難しいという課題もある。

このような中、マイナンバー制度開始に向けた地方自治体の情報システム整備は、マイナンバー制度全体の施行がスケジュールどおりに進められるよう、内閣官房がすべての地方自治体、国の機関からの報告に基づき全体の進捗管理を行いながら進めるといふ過去に類をみない大規模なプロジェクトの一翼となる一方で、すべての地方自治体を対象とした調査データをもとに地方自治体の情報システムの現状を把握する稀有な機会を提供するこ

ととなった。筆者は二〇一三年七月から二〇一六年六月まで内閣官房社会保障改革担当室に在職し、マイナンバー制度開始に向けた情報システム整備の進捗管理を担当した。

二 地方自治体の情報システム整備の現状とマイナンバー制度

1 地方自治体の情報システム整備の現状

情報化の進展により地方自治体の業務遂行には情報システムが深く関わり合うようになってきている。これまで、地方自治体における情報システムは各団体が個々の事務ごとにその必要性を判断した上で整備し運用されてきた。同じ事務であっても情報システムを導入している団体と導入していない団体がある一方で、同一の地方自治体内であっても情報システムが導入されている事務と導入されていない事務が存在する。またシステム形態や処理内容についても、各地方自治体の整備方針や事務処理の実態に合わせて、様々な差異が存在している。

地方自治体（市区町村）の事務のうち、比較的早い時期から情報システムが導入されたのが、住民基本台帳事務や地方税事務、国民健康保険事務など大量の情報処理を伴う事務である。これらの事務に当初導入された情報システムは、ベンダーの独自の仕様のOSを搭載する大型コンピュータで運用する汎用機系システムが中心であった。しかしながら汎用機系システムは最初に受注したベンダーとその後も随意契約により継続的に発注することが多くなり、結果的に情報システム経費の増大に繋がるおそれ大きい。そのため近年では情報システム経費の削減を目指し、他ベンダーと互換可能なオープン系システムを志向する流れがある。一方、既製製品として

開発されたパッケージシステムを導入しようとする地方自治体においては、製品をそのまま導入するのではなく、団体固有の変更（カスタマイズ）を個別に発注したうえで導入するところも多い。このようなカスタマイズに要する費用も地方自治体の情報システム経費増高の要因とされる。³⁾

近年、政府は、公共サービスがワンストップで誰でもどこでも受けられる電子行政サービスの実現と徹底したコストカットを実現することを目指しているが、これを実現するため、地方自治体の情報システムについて、特定ベンダーへの依存を回避し費用の削減につながるシステムのオープン化、パッケージシステムを採用する場合の団体独自のカスタマイズの抑制（標準化）、さらには自治体クラウドの導入によるシステムの共同化等を推進している。³⁾⁴⁾ 他方、地方自治体の事務においては、法律や政令に基づくものであっても、明示されていない部分の事務処理については地方自治体の裁量に委ねられていることが多い。その結果、同じ事務であっても細部や事務処理手順（プロセス）が団体によって異なることとなり、これがパッケージシステムをカスタマイズする動機や、システムの共同化を困難にする要因となっている。

2 マイナンバー制度開始と改修が必要な業務システム

マイナンバー制度の開始にあたっては、すべての地方自治体（市区町村）が保有するシステムのうち、法令によりマイナンバーを利用することとなった七つの業務システム（地方税関連システム、社会保障関連四システム（生活保護分野、障害者福祉分野、児童福祉分野、健康管理分野）、公営住宅等関連システム、教育委員会等関連システム）について、二〇一六年一月のマイナンバー利用開始までに改修を完了することとされた。本稿ではこれら七つの業務システムのうち、地方税関連システムについてのデータを対象に分析を行う。地方税関連シス

テムとは、地方自治体（市区町村）が、地方税法、地方税法施行令等の法令とそれに沿って各団体に制定した地方税条例等に基づき、住民税、固定資産税等の税金の賦課（税額の計算、納税通知書の作成等）、徴収（納入状況の把握、納められた税金の管理等）に関する事務を実施するためのシステム群を指す。

地方税関連システムを対象とする理由は、①他の業務では人口規模の小さい団体に情報システムを導入していない場合もありうるのに対し、地方税は地方自治体の基幹業務でありすべての団体がシステム化していることが想定されること、②法令（地方税法、地方税法施行令等）によって、課税する税目や課税対象、税額計算の方法等が決められており人口規模や各団体の独自判断による事務処理内容の差異が少ないと想定されること及び③大量のデータ処理を伴う業務であり地方自治体（市区町村）の業務システムの中でも最も早くから情報システムの導入が進められてきた分野であること、からオープン化、標準化、共同化という今日的要請に対する地方自治体の業務システムの現状を把握するのに最も適したものと考えられるためである。

3 地方自治体情報システムに関する先行研究と本稿の特徴・構成

地方自治体の情報システムに関するこれまでの研究では、最初に納入した大手ベンダーが随意契約によって継続的にシステム構築や管理をする傾向のある地方自治体の情報システム調達において競争促進的な調達手法のあり方を検討した小林⁵⁾、林の研究⁶⁾、情報システムの導入に伴うサービスの可視化を図るためSLA（Service Level Agreement）の重要性を指摘した津田の研究⁷⁾、IT投資の評価を行政評価手法の活用により実施する場合の課題について分析した吉田の研究⁸⁾などがある。またパッケージソフトのカスタマイズについては、クラウド導入におけるカスタマイズ発生要因を類型化した津田の研究⁹⁾、¹⁰⁾、¹¹⁾、¹²⁾などがある。

一方、本稿は二つの特徴を有している。第一に地方自治体の業務システムのオープン化、標準化、共同化の現状をすべての地方自治体を対象とした調査データを用いて分析している点である。地方自治体のシステム整備は個別独自に行われているため、すべての地方自治体を対象としたデータを収集することは容易ではない。本稿ではマイナンバー制度導入のためすべての地方自治体から報告されたシステム整備状況に関するデータをもとに分析を行うという新規性を有している。第二は地方自治体の情報システムを受注するベンダーの受注シェアの実態を明らかにしている点である。受注企業については個別の地方自治体によっては入札結果等として公表しているところもあるものの、これまで全国的な実態が明らかになることはなかった。本稿では、すべての市区町村の地方税関連システムの受注ベンダーについて全国レベル、都道府県レベルでのシェアの実態を明らかにし、標準化（オープン系パッケージシステムを導入する場合のカスタマイズの有無）との関連性を分析する。

まず市区町村の基幹業務である地方税関連システムのシステム類型について、マイナンバー導入前と導入後におけるオープン化、共同化の状況を明らかにする。次に、オープン系のパッケージシステムを採用する団体において、独自のカスタマイズを行う団体の割合を集計し、地方自治体の人口規模別、都道府県別に標準化の度合いを整理する。さらに全国の市区町村で地方税関連システムを受注したベンダーを集計し、全国シェアと都道府県別のシェアの状況を明らかにする。そのうえで都道府県別のデータをもとにカスタマイズ団体の割合が受注ベンダーのシェアと関係性を有するか否かを分析し、最後に結論と今後の課題を述べる。

三 使用するデータ

1 データの出典

マイナンバー制度実施に向けて必要な情報を関係省庁や地方自治体、ベンダー等の関係者と円滑に共有し、質疑応答や準備の進捗状況の確認等のやり取りをスムーズに行うことを目的として開設した情報共有ツール（デジタルP.M.O.）のアンケート機能を用いて実施された「進捗状況報告調査」のデータの一部を活用して分析を行う。この調査では、「全体スケジュールの準備」「業務変更のある事務の洗い出し」「システム改修」「条例改正」といった制度開始に必要な事項についてそれぞれ細目を設定し、すべての地方自治体に対して期限を付して入力回答を求めたものである。

2 システムの種類

マイナンバー制度導入に向けたシステム改修の検討段階の時期にあたる二〇一四年二月二十六日を期限として全国一、七四一の市区町村からデジタルP.M.O.のアンケート機能により入力されたデータのうち地方税関連システムに関するものを使用する。^(注)このうちシステム類型については、現在の主要な課税管理システム（住民税、固定資産税等の税額計算、納税通知書の作成等の事務を処理するシステム群）について「汎用機系（独自開発）、汎用機系（カスタマイズパッケージ）、汎用機系（ノンカスタマイズパッケージ）、オープン系（独自開発）、

オープン系（カスタマイズパッケージ）、オープン系（ノンカスタマイズパッケージ）、共同利用（ASPサービス）」のいずれかを、マイナンバー導入後の次期システムのシステム類型についても「既存システムの改修のみ」を加えた同じ選択肢から選択する形式となっている。なお、調査はすべての地方自治体を対象に行われているが、設問ごとに有効回答数は異なる。

3 受注企業の名称

二〇一五年六月三〇日を期限としてデジタルPMOのアンケート機能により入力された全国の地方自治体の地方関連システム整備についての契約事業者名のデータを使用する。

四 分析

まず全国の地方自治体の地方税システムのシステム類型について、マイナンバー導入前とマイナンバー導入後の変化と人口規模別の状況について分析を行う。次にマイナンバー導入後にオープン系パッケージシステムを採用する団体のうち独自のカスタマイズを行う団体の状況を人口規模別、都道府県別に分析する。さらに地方税システム受注企業の全国、都道府県別のシェアの状況を明らかにし、最後にカスタマイズと受注企業シェアとの関係について分析を行う。

表1 地方税システムのシステム類型（マイナンバー導入前）

回答団体1,563

共同利用	オープン系	汎用機系
77団体 4.9%	1,351団体 86.4%	135団体 8.6%

表2 地方税システムのシステム類型（マイナンバー導入後）

回答団体1,564

共同利用	オープン系	汎用機系	未定
125団体 8.0%	1,317団体 84.2%	71団体 4.5%	51団体 3.3%

注) マイナンバー導入前のシステム類型に回答し導入後のシステム類型に回答しない場合を未定とした。

1 システム類型の分析

地方税システムのシステム類型について、全国の市区町村（一、七四一団体）のマイナンバー導入前の状況とマイナンバー導入後の状況は表1及び表2のとおりである。

マイナンバーシステム導入後のシステム類型では、これまで汎用機系システムを採用していた一三五団体のうち一一団体が共同利用に、五五団体がオープン系システムに移行し、またこれまでオープン系システムを採用していた一、三五一団体のうち四七団体が共同利用に移行している。その結果、回答団体におけるマイナンバー導入後の共同利用の採用比率は四・九％から八・〇％へと上昇し、汎用機系の採用比率は八・六％から四・五％へと低下、オープン系の採用比率は八六・四％から八四・二％へと微減となった。ただしマイナンバー導入後のシステム類型を決定していない未定の団体が五一団体（三・三％）ある。

マイナンバー導入後のシステム類型を市区町村の人口規模別に整理したものが表3である。オープン系比率は人口規模の小さい団体ほど低く、人口規模の大きい団体ほど高い。一方、共同利用

表3 人口規模別の地方税システムの類型（マイナンバー導入後）

		共同利用	オープン	汎用機	未定	未回答	計
～1万人	団体数	33	336	19	17	78	483
	比率	6.8%	69.6%	3.9%	3.5%	16.1%	100%
～3万人	団体数	37	338	15	17	51	458
	比率	8.1%	73.8%	3.3%	3.7%	11.1%	100%
～10万人	団体数	42	408	10	15	34	509
	比率	8.3%	80.2%	2.0%	2.9%	6.7%	100%
～50万人	団体数	13	206	22	2	13	256
	比率	5.1%	80.5%	8.6%	0.8%	5.1%	100%
50万人～	団体数	0	29	5	0	1	35
	比率	0.0%	82.9%	14.3%	0.0%	2.9%	100%
合計	団体数	125	1317	71	51	177	1741
	比率	7.2%	75.6%	4.1%	2.9%	10.2%	100%

比率は人口一〇万人未満の団体では人口規模に比例して高くなっていくものの、一〇万人以上の団体では低くなっていく。特に五〇万人超の大規模団体での共同利用比率は〇％である。一方でこれら大規模団体では汎用機系比率が高くなっている。これら地方自治体の人口規模と共同利用、オープン系、汎用機系の採用団体の比率についてカイニ乗検定を実施したところ、有意水準一％で有意差があることが検証された。^{注5)}

2 カスタマイズ状況の分析

マイナンバー導入前の地方税関連システムでオープン系を採用している一、三五一団体のうち、その七五・六％にあたる一、〇二二団体はカスタマイズパッケージと回答し、一・四％にあたる一九団体は独自開発と回答した。またマイナンバー導入後のシステムでオープン系を採用するとしている一、三一七団体については、七三・六％にあたる九六九団体がカスタマイズする予定であり、〇・九％にあたる一二団体は独自開発と回答してい

表4 人口規模別のオープン系パッケージシステムのカスタマイズ状況
(マイナンバー導入後)

		カスタマイズ	カスタマイズ	独自開発	総数
～1万人	団体数	212	124	0	336
	比率	63.1%	36.9%	0.0%	100.0%
～3万人	団体数	238	98	2	338
	比率	70.4%	29.0%	0.6%	100.0%
～10万人	団体数	310	94	4	408
	比率	76.0%	23.0%	1.0%	100.0%
～50万人	団体数	184	20	2	206
	比率	89.3%	9.7%	1.0%	100.0%
50万人～	団体数	25	0	4	29
	比率	86.2%	0.0%	13.8%	100.0%
合計	団体数	969	336	12	1317
	比率	73.6%	25.5%	0.9%	100.0%

る。

マイナンバー導入後にオープン系システムを採用する一、三一七団体について、カスタマイズを行っている団体の割合を市区町村の人口規模別に整理したのが表4である。カスタマイズの割合は人口規模の小さい自治体ほど低く、人口規模の大きい団体ほど高い。特に五〇万人超の大規模団体では全ての団体がカスタマイズまたは独自開発と回答している。

これら地方自治体の人口規模とカスタマイズの割合についてカイ二乗検定を実施したところ、有意水準一％で有意差があることが検証された。^(注6)

マイナンバー導入後の地方税システムでオープン系システムを採用し、カスタマイズを行う市区町村の割合を都道府県別に整理したものが表5である。八〇％以上の団体がカスタマイズを行う都道府県がある一方で、三〇％未満の団体しかカスタマイズを行わない都道府県があり、その割合には大きなばらつきがみられる。

表5 カスタマイズを行う市区町村の都道府県別割合

カスタマイズを行う市区町村の割合	都道府県
80%以上	北海道 青森県 岩手県 茨城県 千葉県 東京都 神奈川県 石川県 富山県 福井県 岐阜県 愛知県 三重県 滋賀県 大阪府 奈良県 島根県 岡山県 広島県 山口県 徳島県 香川県 愛媛県 福岡県 長崎県 大分県 宮崎県 沖縄県
60%以上80%未満	秋田県 福島県 群馬県 新潟県 山梨県 静岡県 兵庫県 和歌山県 高知県 熊本県
50%以上60%未満	宮城県 山形県 京都府
30%以上50%未満	埼玉県 鳥取県 佐賀県 鹿児島県
30%未満	栃木県 長野県

表6 地方税システムの受注企業の状況

受注企業	受注団体数	シェア率
A社	116団体	7.5%
B社	97団体	6.3%
C社	90団体	5.8%
D社	81団体	5.3%
E社	73団体	4.7%
F社	73団体	4.7%
G社	54団体	3.5%
H社	41団体	2.7%
I社	30団体	1.9%
J社	30団体	1.9%
上位10社合計	685団体	44.4%

表7 都道府県別受注企業シェアの状況

100%のシェアを有する企業がある都道府県	富山県
90%以上100%未満のシェアを有する企業がある都道府県	栃木県
70%以上90%未満のシェアを有する企業がある都道府県	茨城県 岐阜県
60%以上70%未満のシェアを有する企業がある都道府県	石川県 福井県 長野県 熊本県
50%以上60%未満のシェアを有する企業がある都道府県	岩手県 群馬県 千葉県 和歌山県 鳥取県 愛媛県 佐賀県 鹿児島県
40%以上50%未満のシェアを有する企業がある都道府県	秋田県 神奈川県 京都府
30%以上40%未満のシェアを有する企業がある都道府県	青森県 福島県 埼玉県 新潟県 山梨県 静岡県 三重県 徳島県 新香川県 高知県 福岡県 長崎県 大分県 沖縄県
20%以上30%未満のシェアを有する企業がある都道府県	山形県 東京都 愛知県 滋賀県 兵庫県 奈良県 島根県 岡山県 広島県 山口市 宮崎県
10%以上20%未満のシェアを有する企業がある都道府県	北海道 宮城県 大阪府

3 地方税システム受注企業の実態分析

全市区町村（一、七四二団体）のうち、未回答である一九九団体を除く一、五四二団体から一五一社の企業名が回答された。全国（一、五四二団体）における企業（ベンダー）の地方税システム受注状況は表6のとおりであった。全国的な受注状況では一割以上のシェアを有する企業はなく、上位一〇社で四割強の団体からの受注を獲得し、その他は多くの企業で広く受注されている。

一方、これを都道府県別に見ると、表7のとおり、受注企業の数やそのシェアの格差が大きい。なお、これらはいずれも回答団体に対するシェアである。

また人口規模別にみると、人口規模の小さい団体では特定ベンダーのシェアは低く、人口規模の大きい団体で特定ベンダーのシェアが高いことがわかった。

4 カスタマイズと受注企業との関係分析

カスタマイズを行う市区町村の割合と受注企業数の関

連の有無を検討するため、都道府県ごとの受注企業数を管内の市区町村数（回答団体のみ）で除した指数（受注企業指数）を設定した。

受注企業指数 \parallel 都道府県内受注企業数 \div 都道府県内市町村数（未回答団体は除く）

この指数が○に近いほど市区町村数に対する受注企業の数が少なく特定又は複数の企業に受注の集中傾向があり、一に近づくほど受注企業の数が多く分散傾向があることを示す。

図1は、カスタマイズ団体の割合を縦軸に受注企業指数を横軸に取った場合の各都道府県の分布状況を示している。受注企業指数と都道府県ごとのカスタマイズを行う市区町村の割合との相関関係を見たところ、相関係数は○・三となり、受注企業の数とカスタマイズ団体の割合との明確な相関関係は見られないことが分かった。

一方、全国ベースで受注団体数が二〇を超えるシェア上位一九社（受注団体合計九〇六団体、合計シェア五八・八％）について、オープン系システムを採用しカスタマイズを実施した団体の受注の割合を見ると、オープン系システムを採用した七〇五団体のうち四九七団体（七〇・五％）がカスタマイズを実施していた。

しかしながら、各社ごとのその割合には大きな格差が見られた。表8のとおり、上位一九社中、カスタマイズ団体の受注率の最も高い企業は 一〇〇％、最も低い企業は〇％であった。

五 結論

全国の市区町村におけるマイナンバー導入前、導入後の地方税関連システムのシステム類型と受注ベンダーに

図1 受注企業指数とカスタマイズ団体の割合



表8 受注シェア上位19社のカスタマイズ団体受注率

カスタマイズを実施した受注団体の割合	企業数
100%	3社
90%以上100%未満	5社
80%以上90%未満	5社
70%以上90%未満	2社
30%以上40%未満	1社
10以上20%未満	1社
0%以上10%未満	2社 (うち0%1社)

ついでに分析により、次のことがわかった。

1 オープン化、共同化の状況

マイナンバー制度導入前の段階でオープン系システムを採用している団体は八六・四％とオープン化は確実に進展している一方で、共同利用は四・九％と未だ低い水準にある。マイナンバー導入後のシステム類型では、未定の団体があるものの、共同利用する団体は七七から一二五（四・九％↓八・〇％）へと増加、共同利用とオープン系システムを採用する団体の合計も現行の九一・三％から九二・三％へと増加し、マイナンバー制度導入にあわせてオープン化、共同化が進展したことが分かる。

オープン化は人口規模の大きい団体ほど進んでいるが、共同化は特に五〇万人を超える人口規模の大きい団体で遅れている。またこれら大規模自治体では依然として汎用機系の割合も高い。これらについて統計的な有意差があることが検証された。

2 標準化の状況

オープン化が進んでいてもその七割以上の団体で費用の増高要因とされる独自のカスタマイズを行っており標準化が遅れている。カスタマイズを行っているのは人口規模の大きい団体ほど多い。これについて統計的な有意差があることが検証された。特に五〇万人を超える大規模自治体では回答した全ての団体でカスタマイズを行うか独自開発をしており、標準化に対応していない。また都道府県によってオープン系パッケージシステムでカスタマイズを行う団体の割合には大きな差がある。

3 受注企業の状況と標準化との関係

マイナンバー導入のための地方税関連システムの改修を受注した企業（ベンダー）の分析では、各地方自治体が発注した企業名を見るかぎり、全国的に特定企業が受注を寡占している状況は見られず、多くの企業が参入している実態があるが、都道府県別にみると特定ベンダーのシェアの低いところがある。人口規模別に見ると、大規模自治体ほど特定ベンダーのシェアが高い。

受注企業のシェアと標準化との関係を都道府県別に見ると、受注企業の数（特定ベンダーのシェア）とオープン系パッケージシステムでカスタマイズを行う団体の割合（標準化の状況）には明確な相関関係はなく、ベンダーのシェアとカスタマイズの増加（標準化の遅れ）には明確な関係性は見られない。

一方で、個別企業が受注した地方自治体のカスタマイズの状況を見ると、受注した団体すべてでカスタマイズを行っている企業がある一方で、受注した団体のいずれでもカスタマイズを行っていない企業もあり、個別企業ごとに大きな格差がある。

六 今後の課題

全国の地方税関連システムのシステム類型の分析により、オープン化は確実に進展している一方で、共同利用は未だ低い水準にあることがわかった。一方でオープン化が進んでいても多くの団体が独自のカスタマイズを行っており標準化が遅れていることが明らかになった。カスタマイズした業務システムの利用は共同化の推進に

とつても障壁であり、標準化の推進が急務である。一方で、受注企業のシェアとカスタマイズを行う団体の割合には明確な相関関係は見られない一方、個別企業ごとの受注団体に着目すると、そのカスタマイズの割合には大きな格差がある。

総務省の「地方自治体における業務の標準化・効率化に関する研究会」報告書^[13]では、地方税関連システムに関するカスタマイズの例として、帳票類の様式の差異、帳票データの出力条件の差異等があげられている。また津田^[11]は、カスタマイズの発生要因について、法令で複数の事務手法が許容されており帳票などの不統一がある「法令許容要因」や都道府県の要請などの「地域要因」、地方自治体の人口規模や内部処理の差異などの「組織要因」など六つに類型化し、それぞれの要因によって地方自治体と受注企業のカスタマイズ抑制への貢献度は異なるとしている。標準化の推進のためには、受注企業側と地方自治体側の双方に対するカスタマイズ抑制のための取り組みが必要ことがわかる。

情報システムの標準化は業務の標準化と表裏一体の関係にある。地方自治体の主要業務について効率的な業務フローを探索し、それを前提として開発されたパッケージシステムに各団体の業務フローを合わせることでシステムと業務の標準化を同時に進めることが必要である。総務省研究会報告書^[13]では、国が事務運用の基準を示すことについて、「自治事務において、地方自治体の裁量に任せられている法令に明示されていない部分に係る業務手順の統一を図ることは、義務付け枠付の見直しを推進してきた地方分権改革の趣旨に反する懸念がある」（報告書二二ページ）として法令に定めがある様式に絞って議論を深めている。しかし、業務と情報システムの標準化によるシステム投資の効率化はコスト削減となって住民に大きな便益をもたらす。本年七月に公表された「自治体戦略二〇四〇構想研究会第二次報告^[14]」では、情報システム等の標準化推進のための新法の必要性が示唆され

ている。新法の趣旨は定かではないが、情報システムの標準化を強力に推進していくためには、主要業務における業務標準の策定とそれに基づく情報システムの普及推進が有効ではないかと考える。

(注1) 本稿は金崎ほか(参考文献「1」)をもとに修正・加筆したものである。

(注2) 地方税事務については賦課、徴収という事務処理内容についての差異は少ないと想定されるが、他方で事務処理手順(プロセス)については各地方自治体で差異がありうることに留意する必要がある。

(注3) 本稿において「オープン化」とは、ベンダー独自の仕様のOSを搭載する大型コンピュータで運用する他ベンダーとの互換性のない汎用機システムではなく、広く流通しているOSを搭載する標準的仕様のサーバー上で利用可能で他ベンダーとの互換可能な情報システムを採用する方向の取組みを指す。また「標準化」とはパッケージシステムに対して団体固有の変更を加える「カスタマイズ」を行うことなく利用する方向の取組みを指し、「共同化」とは、複数の地方自治体が共同で情報システムを利用する自治体クラウドを活用する方向の取組みを指す。自治体クラウドの定義については、総務省「電子自治体の取組みを加速するための一〇の指針」三八ページを参照。

http://www.soumu.go.jp/main_content/000281447.pdf

(注4) 調査結果の概要は二〇一五年二月一六日「マイナンバー対応における推奨アクションプラン(計画編)」に係る調査結果報告書」としてデジタルPMOに公開されている。

(注5) $(X2,(1,N=1513))=27.799, \text{自由度}6, p=0.000$ ただし検定にあたっては期待度数を満たすため「 \sim 五〇万人」、「五〇万人」を併合して検定している。

(注6) $(X2,(1,N=1305))=61.026, \text{自由度}4, p=0.000$ ただし検定にあたっては期待度数を満たすため「 \sim 五〇万人」、「五〇万人」

を併合して検定している。

(注7) 本稿では資本や取扱製品等による企業間の関係性や企業側の事情等については分析していないが、これらを加味することにより、寡占状況については異なる評価となる可能性があることにも留意する必要がある。

【参考文献】

- [1] 金崎健太郎・川島宏一・有田智一「マイナンバー導入に伴う自治体業務情報システム改修事例に見るオープン化・標準化及びび同化の現状に関する研究」『情報システム学会誌』一三(二)、二〇一八・〇三、一一—一三
- [2] 「国・地方のIT投資について」 財政制度分科会への財務省提出資料
https://www.mof.go.jp/about_mof/councils/fiscal_system_council/sub-of_fiscal_system/proceedings/material/zaiseia270519/03.pdf 2015.5.15
- [3] 総務省「電子自治体の取組みを加速するための一〇の指針」
<http://www.soumu.go.jp/main/content/000281450.pdf> 2014.3.24
- [4] 「世界最先端IT国家創造宣言」二〇一四・六・一四閣議決定 二〇一四・六・一四
<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/kettei/pdf/20130614/siryou5.pdf>
- [5] 小林聡「地方自治体におけるIT調達改革の現状」『同志社政策科学研究』七(二)、二〇〇五・一二、一八九—二〇二
- [6] 林幹人「地方自治体の情報システムの調達方式と地域の零細ソフトウェア企業の参入可能性」『経営情報学会誌』一四(四)、二〇〇六・三、五三—六八
- [7] 津田博「地方自治体のIT調達に関するSLAの実証研究」『商経学叢』(二六九)、二〇一三・一二、二四九—二五九

- [8] 吉田博一「地方自治体における行政評価とIT投資評価について 電子調達システムの開発・運用に関して」『経営情報学会全国研究発表大会要旨集二〇〇九』、二〇〇九
- [9] 福井秀樹「官公庁による情報システム調達入札」『会計検査研究』(二九)、二〇〇四・〇三、二五―三五
- [10] 古屋正明「情報システムの政府調達入札制度の弊害について―ITゼネコンの増長要因として―」『CUC policy studies review』(一九)、二〇〇八・七、一―三三
- [11] 津田博「自治体クラウド」導入におけるパッケージソフトのカスタマイズの抑制』『経営実務研究』(二二)、二〇一七・一一、一一―一五
- [12] 坂本裕司「中小都市の基幹システム標準化とノンカスタマイズ適用の取組み：MICJET MISALIOの適用事例から」『FUJITSU』二〇一四(一一)、二〇一四・一一、七一―七七
- [13] 総務省「地方自治体における業務の標準化・効率化に関する研究会報告書」
http://www.soumu.go.jp/main_content/000336838.pdf 2015.1.26
- [14] 総務省「自治体戦略二〇四〇構想研究会第二次報告―人口減少下において満足度の高い人生と人間を尊重する社会をどう構築するか―」
http://www.soumu.go.jp/main_content/000562117.pdf#search=%27自治体戦略2040構想研究会第二次報告%27 2018.9.11